マネー・ローンダリング対策実務２級検定試験　最新情報

【犯罪収益移転危険度調査書（令和7年 11 月）】（国家公安委員会）

2026/4

国家公安委員会より、「犯罪収益危険度調査書」（令和７年 11 月）が公表された。令和７年調査書は、国内外の情勢の変化、ＦＡＴＦによる第４次対日相互審査の結果、第５次相互審査に向けた対応等を踏まえ、マネー・ローンダリングの主体について、犯罪情勢や健全な経済活動に与える影響等を鑑み、従来の記載順を見直し、「匿名・流動型犯罪グループ」を冒頭に配置するなど、資金獲得犯罪に関する記載内容の更新・充実が図られている。

以下、一部を抜粋し紹介する。

https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk071127.pdf

第１　危険度調査の方法等

調査書は、犯罪収益移転防止法第３条第３項に基づき、毎年公表しているものである。特定事業者におけるリスクベース・アプローチにあたって、その前提となるものとして位置付けられており、調査書における危険度調査は、ＦＡＴＦのリスク評価に関するガイダンスを参照したうえで、我が国の独自の方法で実施している。

第２　我が国の環境

１．地理的・社会的・経済的環境

総人口は少子化の進行に伴い長期的な減少傾向にある一方で、在留外国人の数は増加傾向にある。また、我が国は高度に発達した金融セクターを有しており、全国に展開された金融機関の店舗やＡＴＭ網を通じて、金融サービスへのアクセスが広く確保されている。現金流通残高は他国に比較して依然として高い水準にあるが、キャッシュレス決済の比率は堅調に上昇している。

２．犯罪情勢

令和６年の刑法犯のうち、財産犯の被害額は約 4,021 億円に上り、平成元年以降で最も高かった平成 14 年当時の水準を超えた。特に詐欺による被害額が約 3,075 億円に達し、深刻な状況が続いている。特殊詐欺の被害額は 718.8 億円、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害額は 1,271.9 億円で、いずれも過去最高を記録した。サイバー空間をめぐる脅威については、フィッシング報告件数が令和６年に約 172 万件に上り、依然として増加傾向が続いているほか、クレジットカード不正利用による被害額は約 555 億円で過去最多となるなどの状況が見受けられた。また、ランサムウェアによる被害が依然として高水準で推移し、令和６年には、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループにより、国内の暗号資産交換業者から約 482 億円相当の暗号資産が窃取される事案等が確認された。

第３　マネー・ローンダリング事犯等の分析等

１．主体

我が国における主なマネー・ローンダリングの主体として、「匿名・流動型犯罪グループ」、「暴力団」及び「来日外国人犯罪グループ」を挙げている。特に、ＳＮＳ等を通じた募集等により犯罪の実行者が流動化し、中核的人物が匿名化されている匿名・流動型犯罪グループが獲得した犯罪収益についてのマネー・ローンダリングの多様な手口が見られる。匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得活動は、特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗、繁華街・歓楽街での資金獲得活動、オンライン上で行われる賭博事犯等多岐にわたる。また、犯罪によって獲得した資金を新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造が見られる。

２．前提犯罪等

令和６年のマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、組織的犯罪処罰法違反及び麻薬特例法違反の合計で 1,283 件であり、警察による取締りの強化等により増加傾向にある。過去３年間の前提犯罪別検挙事件数の合計では、詐欺と電子計算機使用詐欺が全体の約５割を占め、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺等を背景とした検挙が増加している。

３．マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等

過去３年間の合計では、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスが、マネー・ローンダリングに悪用された取引の約６割を占めている。近年はクレジットカードの悪用が増加しているほか、前払式支払手段、暗号資産、資金移動サービス等の悪用もみられる。

４．疑わしい取引の届出

我が国全体のマネー・ローンダリング等対策への意識の向上等を背景として増加傾向にある。令和６年の疑わしい取引の届出の警察庁に対する年間通知件数は約 85 万件となった。

第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

１．危険度の高い取引形態

（１）　非対面取引

取引の相手方や本人確認書類を直接確認できないため、対面取引と比較して、本人確認書類の偽造や改ざん等を通じた本人特定事項の偽装等による架空名義又は他人名義の口座の開設等が容易となる。また、取引時確認手続の完了後に、契約者以外の第三者が取引を行うおそれもある。実際に、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺において、インターネットバンキングによる振り込みが被害金の交付手段の一つとなっているほか、偽造書類による口座の開設事例も確認されている。

（２）現金取引

匿名性が高いことに加え、捜査機関等による資金移転の追跡が困難となりやすく、マネー・ローンダリング等に悪用されやすい。キャッシュレス比率の上昇により現金の利用は減少傾向にあるが、依然として現金取引が悪用される事例が見られる。

（３）外国との取引

国内の取引と比較して捜査機関等による資金移転の追跡が困難となりやすく、近年では暗号

資産を含む多様な手段で外国への資金移転が行われている。「匿名・流動型犯罪グループ」による外国への資金移転も確認されている。

２．危険度の高い国・地域

ＦＡＴＦ声明を踏まえ、犯罪収益移転防止法及び犯収法施行令では、イラン及び北朝鮮を犯罪収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国・地域として規定している。また、ミャンマーとの取引は、犯収法規則における「犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」に該当する。

３．危険度の高い顧客属性

（１）暴力団

財産的利益の獲得を目的として、集団的又は常習的に犯罪を実行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

（２）非居住者・外国の重要な公的地位を有する者

本人特定事項等を確認する顧客管理措置が制約的であり、顧客管理が困難である。

（３）法人（実質的支配者が不透明な法人等）

法人は、取引上の信頼性が高く、法人名義口座であれば多額の資金移動が可能であるといった特性がある。この特性を悪用し、実体のない法人の設立や休眠法人の買収等を通じて、法人名義口座を第三者が支配し、これを用いて、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺、オンラインカジノの運営等によって得た犯罪収益を隠匿・移転する事例がある。

第５　商品・サービスの危険度

特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺、サイバー事案等に係る犯罪情勢、マネー・ローンダリングの主体や前提犯罪で悪用された商品・サービス、高リスクとされる非対面取引・現金取引・外国との取引といった取引形態、各業態の規模や各商品・サービスの脆弱性等を総合的に勘案すると、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス、暗号資産、資金移動サービス及び電子決済手段は、他の業態よりも相対的に危険度が高い取引と認められる。

第６　危険度の低い取引

取引の危険度を低下させる要因には、資金の原資が明らかであること等が挙げられる。また、危険度の低い取引の種別には、金銭信託等における一定の取引等が挙げられる。

第７　テロ資金供与に関する危険度

我が国におけるテロ資金供与リスクは他国と比較して相対的に低いと評価される。これまで国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリストによるテロ行為は確認されていない。一方、国内で資金が収集され、国外に送金される可能性は排除できず、特に、イスラム過激派等との関係が疑われる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

以上